土木工事における週休2日交替制モデル工事の実施要領(試行)

1. 目的

公共工事は、公共性のある施設や工作物に関する建設工事や施設、工作物の維持管理工事 等、多岐にわたる。

道路、河川等の公共性のある施設の維持管理は緊急性が高く、休日作業が必要な場合もある。今般、建設業の働き型改革を推進し、休日確保に向けた環境整備として、休日(土日、祝日、年末年始休暇、夏期休暇)に作業が必要な工事においても、技術者及び技能労働者が適切に休日の確保ができるよう、各企業の施工体制等の実情を踏まえ、4週6休以上の休日確保について、状況に応じた補正係数を設定することにより、建設現場の週休2日の実現に取り組むこととするものである。

2. 用語の定義

(1) 週休2日交替制

対象期間において、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日を確保する取組をいう。

(2) 対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。

(3) 4週8休

対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合(以下、「休日率」という。)が、28.5%(8日/28日)の水準の状態をいう。

3. 発注方式

次の方式を基本とする。

○受注者希望方式

受注者が、工事着手前に、発注者に対して週休2日交替制に取り組む旨を協議したうえで取り組む方式。

4. 対象工事

沖縄県土木建築部が所管する土木工事標準積算基準を適用した土木工事で、「土木工事に おける週休2日試行工事の実施要領」に基づく週休2日試行工事の実施が困難な工事となる、 下記①~③の工事について対象とする(議会の議決に付すべき工事を除く)。

ただし、供用開始により制約を受ける工事等は、対象外とする。

- ①維持工事(土日祝日等の休日に作業が必要となる通年維持工事)
- ②災害復旧工事
- ③その他、社会的要請や現場条件の制約等により、現場閉所を行うことが困難な工事

5. 試行方法

(1) 入札公告

入札公告段階で、入札公告及び特記仕様書に週休2日交替制モデル工事の対象であることを明記する。(記載例参照)

(2) 技術者及び技能労働者の休日の確認方法等

書類の作成負担等にも考慮し、休日率を確認できる資料等(休日実績が記載された工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等)を受注者から提示を求め、 休日率の状況を確認するものとする。

(3) 積算方法等

対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合(以下、「休日率」)に応じて、以下の補正係数を、各経費に乗じるものとする。

なお、労務費分が明らかとなっていない市場単価等については、補正の対象としない。 また、試行工事で休日率を算出する際、当該工事に一時的に従事した技術者及び技能労働者は、対象外とする。

ア) 技術者及び技能労働者の休日率の状況

休日率の状況は、次のとおりとする。

① 4週8休以上

休日率が 28.5% (8日/28 日) 以上の場合

労務費:1.05

現場管理費率:1.03

② 4週7休以上4週8休未満

休日率が 25% (7日/28 日) 以上 28.5%未満の場合

労務費:1.03

現場管理費率:1.02

③ 4週6休以上4週7休未満

休日率が 21.4% (6日/28 日) 以上 25%未満の場合

労務費:1.01

現場管理費率:1.01

イ) 補正方法

当初予定価格から4週8休以上を達成した場合の補正係数を各経費に乗じるものとする。 なお、休日率の達成状況を確認後、4週8休に満たないものは、休日率の達成状況に応 じて各経費の補正係数を変更し、契約書等の規定に基づき請負代金額を変更するものとす る。また、4週6休に満たないもの及び工事着手前に週休2日交替制に取り組むことにつ いて協議が整わなかったもの(受注者が週休2日交替制の取組を希望しないものを含む。) については、補正係数を除した変更を行うものとする。

週休2日交替制の取組の協議が整わなかったもの(受注者が週休2日交替制の取組を希

望しないものを含む。) については、契約締結後における直近の変更契約時に合わせて補正係数を除した変更を行うものとする。

6. 入札公告記載例

1 工事概要 - その他

本工事は、週休2日交替制モデル工事の取組を推進するための試行工事である。詳細は、特記仕様書参照のこと。

7. 特記仕様書記載例

【「4.対象工事」に該当する場合】

第○条

本工事は、週休2日交替制モデル工事の取り組みを推進するための試行工事である。

週休2日交替制モデル工事とは、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日を確保する取組をいう。なお、4週8休以上とは、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合(以下、「休日率」という。)が、28.5%(8日/28日)の水準の状態をいう。

週休2日交替制モデル工事を希望した受注者は、休日率を確認できる資料等(休日実績が記載された工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等)を発注者へ提示し、休日率の状況の確認を受けるものとする。

「週休2日補正係数」については、当初予定価格から4週8休以上を達成した場合の補正 係数を各経費に乗じるものとする。

なお、休日率の達成状況を確認後、4週8休に満たないものは、休日率の達成状況に応じて各経費の補正係数を変更し、契約書等の規定に基づき請負代金額を変更するものとする。また、4週6休に満たないもの及び工事着手前に週休2日交替制に取り組むことについて協議が整わなかったもの(受注者が週休2日交替制の取組を希望しないものを含む。)については、補正係数を除した変更を行うものとする。

なお、労務費分が明らかとなっていない市場単価等については、補正の対象としない。 また、試行工事で休日率を算出する際、当該工事に一時的に従事した技術者及び技能労働 者は、対象外とする。

ア) 技術者及び技能労働者の休日率の状況 休日率の状況は、次のとおりとする。

① 4週8休以上

休日率が 28.5% (8日/28日) 以上の場合

労務費:1.05

現場管理費率:1.03

②4週7休以上4週8休未満

休日率が 25% (7日/28 日) 以上 28.5%未満の場合

労務費:1.03

現場管理費率:1.02

③4週6休以上4週7休未満

休日率が 21.4% (6日/28日) 以上 25%未満の場合

労務費:1.01

現場管理費率:1.01

8. 留意事項

週休2日の取り組みにあたっては、工期設定が重要なことから、平成29年10月27日付土技第795号「土木工事における適切な工期設定の考え方について」により適切に工期設定を行うこととする。

附則

- 1. 本要領は令和5年4月1日以降予算の執行伺いを決裁する工事から適用する。
- 2. 土木工事における週休2日交替制モデル工事の実施要領(試行)の改定について(令和3年6月29日付土技第467号。以下「旧通知」という。)は廃止する。ただし、令和5年3月31日までに予算の執行伺いを決裁する工事については、旧通知による。